

十一 初期利子と平成十五年三月二十日を支払期に算式により算出したた

十九	八	七	六	五	四			
払	経	利	発	発	種	額	払	発
込	過		行		類	面	込	
み	利		行		金	額	金	
子			価					
の	率		格	日			の	額
								額
込	年	年	十	額	平	円	五	二
金	金	一	八	面	成	、	千	額
額	資	・	錢	金	十	円	三	金
に	金	二		額	四	億	百	額
加	運	パ		額	四	億	九	で
え	用	・		年	十	万	九	二
、	基	セ		円	及	円	九	千
次	金	ン		月	び	円	四	百
の	理	ト		に	十	、	五	百
算	事			つ	億	百	千	億
式	長			き	円	万	二	円
に	は			九	の	万	百	
よ				十九	六	円	千	
り				円	種		万	

二
名稱及ひ詔
号
發行の根拠
法律及びそ
の條項
十
和付國庫債券（十年）（第二百四
十二回）
財政融資資金特別會計法（昭和
二十六年法律第百一号）第十一
条第一項
三
發行方法
國民年金法等の一部を改正する

財務省告示第四百十一号
國債の發行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第七条第三項の規定に基づき、平成十四年十月二十一日に發行した利付國債の發行条件等を次のとおり告示する。
。

額面金額及び登録金額 の総額 × $\frac{1.2}{100} \times \frac{31}{365}$

十 十十十 十
六 五四三 二

払 払元償償 後第
込 場利還還 の二
期 所金金期 利期
日 支額限 予以

平取国日額平利てを毎
成扱債本面成子、支年
十店代銀金ニをそ払三
四並理行額十支の期月
年び店の百四払日と二
十に及本円年う以し十
月取び店に九。前、日
二扱国、つ月 六各及
十郵債支きニ 月支び
一便元店百十 間払九
日局利、円日 に期月
金代
支理
払店、
属に二
すお十
るい日

す次そが金
る号の銀額
額面金額又は登録金額
 $\times \frac{1}{100} \times \frac{1}{2}$
期及翌行を
日び営休支
に第業業払
つ十日日う
い三にに。
て号支当た
同に払ただ
じおうるし
いへと、
て以き支
規下は払
定、期